

海外若手招待制度についてのガイドライン  
(平成 29 年 3 月 10 日 執行役会)

(目的)

第 1 条

本ガイドラインは、公益社団法人高分子学会(以下、「高分子学会」という)が、アジア・オセアニア地区(以下、「本対象地区」という)での高分子科学・技術の発展を担うリーダーとなる人材を育成すると共に、海外との連携強化を図ることを目的として、海外若手招待制度に関して基本的な基準を定めたものである。

(定義)

第 2 条

- (1) 海外若手招待制度:高分子学会の年次大会において招待講演を行う海外若手研究者を招待する取り組みをいう。
- (2) 海外若手研究者:年次大会開催年の 4 月 1 日時点での 45 歳未満の海外在住もしくは在勤の研究者をいう。

(対象者)

第 3 条

海外若手招待制度の対象者は下記のとおりする。

- (1) 本対象地区で高分子科学・技術を研究する海外若手研究者を対象者とする。
- (2) 過去に海外若手招待制度で招聘した海外若手研究者は対象者としない。
- (3) 過去 3 年間に於いて討論会(日韓ジョイント)に招聘した海外若手研究者は対象者としていない。
- (4) 国際会議もしくは受賞講演に招聘した海外若手研究者は、過去の該会議もしくは該講演における招聘時期を考慮した上で、対象者としてすることができる。

(候補者の推薦)

第 4 条

海外若手招待制度の対象となる海外若手研究者の推薦は、本会会員が行うものとする。

2. 推薦者は、海外若手研究者の氏名、所属、年齢、講演題目(仮題)、業績説明、及び、推薦理由を記載した推薦書を年次大会運営委員会に提出しなければならない。

3. 前項の推薦書の書式は、年次大会運営委員会で決定することができる。

(候補者選考委員会)

第 5 条

年次大会運営委員会に海外若手研究者選考委員会(以下、「本選考委員会」という)を置く。

2. 本選考委員会は運営委員長および運営委員長が指名した運営委員数名をもって構成し、委員長は運営委員長が務める。
3. 本選考委員会は、推薦された候補者について審議し、招聘する海外若手研究者を決定する。
4. 前項において招聘する海外若手研究者の総数は10名以下とする。
5. 推薦者は、決定した候補者へ連絡し、講演の内諾を得るものとする。

(処遇等)

#### 第6条

招待する海外若手研究者の参加費及び懇親会費は高分子学会が負担するものとし、旅費および謝金の支給は行わないものとする。

2. 招待する海外若手研究者には、原則として会長から記念の盾を授与する。

(その他)

#### 第7条

このガイドラインにより判断が難しい場合は、会長の承認を得て決定する。

補足

このガイドラインは執行役会の承認を得て施行する。

本ガイドライン第6条の処遇は、第67回年次大会より施行する。